地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

44,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

866,658 千円

(単位:千円)

			目的别	平成29年度 予算額		財	源	内	章	Я
区分					特	定	財	源	一般	財 源
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民	生	費	社会福祉費	454,426	82,288	47,200	125,000	15,861	184,077	18,335
			老人福祉費	46,606		482		635	45,489	4,531
			児童福祉費	130,589	50,806	13,830		7,177	58,776	5,854
			小計	631,621	133,094	61,512	125,000	23,673	288,342	28,720
衛	生	費	保健衛生費	235,037	111	3,383	20,000	58,136	153,407	15,280
	合		計	866,658	133,205	64,895	145,000	81,809	441,749	44,000

[※]経費区分については、平成29年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。